



目 次

告 示	ページ
◎告示（高知県高等学校等奨学金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め）の一部改正（管財課）	1
◎告示（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（児童家庭課）	1
◎告示（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ 〃 ）	1
◎告示（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ 〃 ）	1
◎告示（県立高等学校の授業料及び受講料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（会計管理課）	1

告 示

高知県告示第243号

平成19年11月高知県告示第737号（高知県高等学校等奨学金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

様式裏面中「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「、商工組合中央金庫」を削る。

高知県告示第244号

平成27年3月高知県告示第183号（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1 貸付金元金の督促状の様式及び2 貸付金利率の督促状の

様式中「年5.0パーセント（納期限が平成27年3月30日以前である場合は、納期限の翌日から平成27年3月31日までの間については、年10.75パーセント）」を「年3.0パーセント（納期限が令和2年3月30日以前である場合は、納期限の翌日から、平成27年3月31日までの間は年10.75パーセント、同年4月1日から令和2年3月31日までの間は年5.0パーセント）」に、「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「、商工組合中央金庫」を削る。

高知県告示第245号

平成27年3月高知県告示第184号（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1 貸付金元金の納入通知書の様式、2 貸付金利率の納入通知書の様式及び3 手書き用の納入通知書の様式中「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に、「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「、商工組合中央金庫」を削る。

高知県告示第246号

平成4年4月高知県告示第214号の3（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書及び督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1 納入通知書の様式及び2 督促状の様式中「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「、商工組合中央金庫」を削る。

高知県告示第247号

平成26年3月高知県告示第201号（県立高等学校の授業料及び受講料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納付書の様式は、残品の限度で使用することができる。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

4の様式上段の（第1片の裏面）及び下段の（第3片の裏面）中「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「、商工組合中央金庫」を削る。